

高齢者生協こうべ 福祉用具貸与事業所 運営規程

(事業の目的)

- 第1条 本事業は、福祉用具貸与の提供に当たり、要介護状態となった場合においても、その利用者が出来る限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師または歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 1 名 称 高齢者生協こうべ
 - 2 所在地 神戸市兵庫区下三条町 8-20

(職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- 1 管 理 者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
 - 2 専門相談員 4名（うち1名は管理者と兼務）
専門相談員は、要介護者等が福祉用具を適切に選定及び使用されるよう、専門知識に基づき相談に応じるとともに、貸与にあたっては機能、安全性、衛生状態等に関して点検を行い、又使用方法の指導、修理等にあたる。
 - 3 事務職員 2名
事務職員は、事業所運営に必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日は休日とする。
 - 2 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
 - 3 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(福祉用具貸与の取扱種目)

- 第6条 福祉用具の取扱種目は、介護保険給付対象の下記13種目とする。
- 1 車いす
 - 2 車いす付属品
 - 3 特殊寝台
 - 4 特殊寝台付属品
 - 5 床ずれ防止用具
 - 6 体位変換機
 - 7 てすり
 - 8 スロープ
 - 9 歩行器
 - 10 歩行補助つえ
 - 11 認知症老人徘徊感知器
 - 12 移動用リフト
 - 13 自動排泄処理装置

(福祉用具貸与の利用料)

第7条 福祉用具を貸与した場合の利用料の額は別紙利用表による。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、兵庫県下とする。

(従業員の研修)

第9条 事業所は、専門相談員の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設ける。

- 1 採用時の研修 採用後1ヶ月以内
- 2 継続研修 年4回

(秘密の保持)

第10条 従業者は業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知りえた利用者または家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

(身分証の携帯)

第11条 専門相談員は、身分を証する書類を携帯し、初回訪問時または利用者から求められた時はこれを提示する者とする。

(その他の重要事項のまとめ)

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事業継続計画)

第13条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定介護サービス等の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第14条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成する。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

第15条 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は兵庫県高齢者生活協同組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和2年12月11日から施行する。